

戦没者遺族旅客運賃割引規則

(最終改正 2023年 3月18日)

(適用範囲)

第 1 条 この規則は、靖国神社に合祀された戦没者（昭和19年までに合祀された者を除く。）の遺族のうち、戦没者遺族旅客運賃割引証（以下「旅客運賃割引証」という。）の交付を受けた者が、靖国神社に参拝のため、西武鉄道株式会社が経営する鉄道（以下「西武線」という。）と連絡運輸の取扱いをする東日本旅客鉄道会社線にまたがり乗車する場合に適用する。

(遺族)

第 2 条 この規則において、「遺族」とは、戦没者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にあった者を含む。）、子（戦没者の死亡の当時胎児であった者を含む。）、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹で、かつ、戦没者の死亡の当時日本の国籍を有していた者という。

(乗車券の種類)

第 3 条 割引の取扱いをする乗車券の種類は、普通乗車券で、往復となるものに限る。

(取扱区間)

第 4 条 取扱区間は、居住地もよりの西武線と東京都区内東日本旅客鉄道会社線駅との相互間で、往路(往復乗車券の往片または連続乗車券の第1券片)は居住地もよりの駅から東京都区内の駅で、復路(往復乗車券の復片または連続乗車券の第2券片)は東京都区内の駅から居住地もよりの駅までとなる場合に限る。

(割引率)

第 5 条 遺族に対して発売する普通乗車券の旅客運賃(旅客営業規則(1961年2月達甲第24号。以下「旅客規則」という。)第66条の規定により鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合にあってはその合計額)の割引率は、西武線と東日本旅客鉄道会社線とも5割とする。

(旅客運賃割引証の提出)

第 6 条 遺族は、乗車券購入の際、旅客運賃割引証を提出しなければならない。

(証明書の呈示)

第 7 条 遺族は、この割引による乗車券を購入するときまたはこれを使用するときは、必ず戦没者遺族証明書（以下「証明書」という。）を携帯し、係員から請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

(旅客運賃割引証、証明書等の様式)

第 8 条 旅客運賃割引証、証明書等の様式は、次のとおりとする。

(旅客運賃割引証および証明書の有効期間)

第 10 条 旅客運賃割引証および証明書の有効期間は、発行の日から旅客運賃割引証および証明書に記載された期限までとする。ただし、証明書については、その有効期限を経過した場合であっても、割引乗車券がまだ有効期間中であるときは、その割引乗車券の有効期間中は便宜これを有効なものとする。

(旅客運賃計算方の特例)

第 11 条 この割引による乗車券の旅客運賃は、往路と復路との営業キロは打ち切って各別に計算する。

(乗車変更の取扱制限)

第 12 条 この割引による乗車券所持の旅客に対しては、旅客規則第249条第1項第3号に規定する経路の変更(変更区間に連絡会社線が介在する場合を除く。)に限って取り扱う。この場合、旅行開始前に当該変更の申出があったときは、旅客規則第248条の規定を準用して取り扱う。

(その他の取扱方)

第 13 条 前各条の規定以外の取扱方は旅客営業規則による。

附則

この公告は、2020年4月1日から施行する。

(附則 以下省略)